

鹿児島県建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定及び届出等の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、法及びこれに基づく命令（告示も含む。）による。

- (1) 適合性判定 法第12条第1項及び法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (2) 軽微な変更 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）第3条に定める変更をいう。
- (3) 完了検査 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第4項及び同法第18条第17項の規定に基づく検査をいう。
- (4) 届出等 法第19条第1項、法20条第2項又は法附則第3条第2項及び同条第8項に定める建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出及び通知をいう。

(適合性判定)

第3条 知事に適合性判定を求めようとする者は、規則第1条に定める書類を別表第1に掲げる区域の区分により提出しなければならない。

(一次エネルギー消費量の算出対象とする建築物の部分)

第4条 鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第1土木部の表14の6の項の(1)のアに規定する建築物の一次エネルギー消費量の算出対象とする部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

- (1) 工場における生産エリア
- (2) 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- (3) データセンターにおける電算機室
- (4) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室

(軽微な変更)

第5条 軽微な変更は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更
 - (2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギーの消費性能を低下させる変更
 - (3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更
- 2 前項第3号の変更を行った者は、規則第11条の規定に基づき軽微な変更証明申請書（別記第1号様式）の正本及び副本に規則第2条に定める書類（変更計画書の様式は除く。）を添付し、知事に申請をすることができる。
- 3 知事は、前項の申請があった場合、変更内容を審査したうえで、建築物エネルギー消費性能基準に適合する場合は、軽微な変更証明書（別記第2号様式）を交付しなければならない。

(特定建築物に係る基準適合命令等)

第6条 知事は、法第14条第1項に基づく命令を行う場合は、建築主に対し、命令書（別記第3号様式）を交付するものとする。

2 知事は、法第14条第2項に基づく要請を行う場合は、国等の機関の長に対し、要請書（別記第4号様式）を交付するものとする。

（住宅部分に係る指示等）

第7条 知事は、法第16条第1項に基づく指示を行う場合は、第3条の提出者に対し、指示書（別記第5号様式）を交付するものとする。

2 知事は、法第16条第2項に基づく命令を行う場合は、前項の指示を受けた者に対し、命令書（別記第6号様式）を交付するものとする。

3 知事は、法第16条第3項に基づく協議を行う場合は、国等の機関の長に対し、協議書（別記第7号様式）を交付するものとする。

（特定建築物に係る報告の徴収）

第8条 法第17条第1項の規定により、建築主等に対し建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求める場合は、報告書（別記第8号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

（完了検査）

第9条 適合性判定を受けた建築物の建築基準法第7条第1項の規定による申請又は同法第18条第16項の規定による通知をしようとする者は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号及び第5号（同規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の各号に掲げる書類を添付すること。

- (1) 適合性判定、法第23条の規定に基づく特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定、法第35条第1項の規定に基づくエネルギー消費性能向上計画認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に要した書類及び省エネ基準工事監理報告書（別記第9-1号様式、別記第9-2号様式）
- (2) 第5条第1項各号に該当する変更を行った場合、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（別記第10号様式）
- (3) 第5条第1項第3号に該当する変更を行った者は、同条第3項に掲げる軽微な変更証明書

（適用除外の認定申請）

第10条 建築主等は、法第18条第2号に基づく、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）第6条第2項第4号及び第5号の規定による認定の申請をしようとする者（以下「適用除外認定申請者」という。）は、認定申請書（別記第11号様式）の正本1部及び副本1部に、次の各号に掲げる書類を添えたもの（以下「適用除外認定申請書」という。）を、別表第1に掲げる区域の区分に応じて知事に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法第3条第1項第三号の指定を受けた建築物
指定を受けたことを証する書面の写し、配置図、平面図、立面図、仕上げ表（内部及び外部）、断面図、設備の配置と仕様が分かる図面
- (2) 建築基準法第3条第1項第四号の認定を受けた建築物
認定を受けたことを証する書面の写し、配置図、平面図、立面図、仕上げ表（内部及び外部）、断面図、設備の配置と仕様が分かる図面

(適用除外の認定)

第 11 条 知事は、適用除外認定申請書の内容が建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして認める場合は、通知書（別記第 12 号様式）に適用除外認定申請書の副本を添えて、適用除外認定申請者に通知するものとする。

2 知事は、適用除外を認定しない場合はその理由を添えて、認定しない旨の通知書（別記第 13 号様式）を適用除外認定申請者に通知するものとする。

(適用除外認定申請者の努力)

第 12 条 適用除外の認定申請者は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(届出等)

第 13 条 届出等を行おうとする者は、規則第 12 条に定める書類を別表第 1 に掲げる区域の区分に応じて届出しなければならない。

2 規則第 12 条第 1 項の規定より知事が必要と認める書類は、規則第 1 条の表に定める図書とする。

3 規則第 12 条第 3 項により次の各号の書類を添付した場合は、前項の書類のうち各種計算書の添付を要しない。

(1) 住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に規定する断熱等性能等級が等級 4 以上であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 4 以上に適合していること）の写し

(2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）の写し

(届出に対する指示、命令等)

第 14 条 知事は、別に定める指示対象基準に達していない建築物に係る届出が提出された場合は、法第 19 条第 2 項に基づく指示を行うものとする。

2 知事は、法第 19 条第 2 項に基づく指示を行う場合は、届出をした者に対し、指示書（別記第 14 号様式）を交付するものとする。

3 知事は、法第 19 条第 3 項に基づく命令を行う場合は、前項の指示を受けた者に対し、命令書（別記第 15 号様式）を交付するものとする。

4 知事は、法第 20 条第 3 項に基づく協議を行う場合は、国等の期間の長に対し、協議書（別記第 16 号様式）を交付するものとする。

(台帳の整備)

第 15 条 知事は、適合性判定を受けた建築物及び指示をした建築物の台帳を整備し、判定及び届出等の事項を記録しておかななければならない。

(その他)

第 16 条 前条までの規定により難しい場合は、別途、知事が定めるものとする。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条，第10条，第13条関係）

区 域	提出先
日置市，いちき串木野市及び鹿児島郡	鹿児島地域振興局建設部土木建築課
枕崎市，指宿市，南さつま市及び南九州市	南薩地域振興局建設部土木建築課
阿久根市，出水市，薩摩川内市，薩摩郡及び出水郡	北薩地域振興局建設部土木建築課
霧島市，始良市及び始良郡	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課
伊佐市	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在
鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡及び肝属郡	大隅地域振興局建設部土木建築課
西之表市及び熊毛郡（屋久島町を除く）	熊毛支庁建設部建設課
屋久島町	熊毛支庁屋久島事務所建設課
奄美市及び大島郡（徳之島町，天城町及び伊仙町を除く）	大島支庁建設部建設課
徳之島町，天城町及び伊仙町	大島支庁徳之島事務所建設課

注 薩摩川内市，霧島市及び鹿屋市の区域内にあっては，建築基準法施行令第148条第1項第1号を除く。

別記

第1号様式（第5条第2項関係）

（第一面）

軽微な変更証明申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第11条の規定により、軽微な変更該当していることの証明を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【軽微な変更の対象の範囲】

- 建築物全体
 建築物の一部（非住宅部分）
 建築物の一部（住宅部分）

【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微な変更証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 第二面から第七面までとして規則別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 規則別記様式第一の（注意）に準じて記入してください。

別記

第2号様式（第5条第3項関係）

軽微な変更証明書

第 年 月 日

（申請者） 様

鹿児島県知事

印

下記により申請のあった建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条に掲げる軽微な変更該当することを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

別記

第3号様式（第6条第1項関係）

特定建築物に係る基準適合命令書

〇〇第 号
年 月 日

(建築主) 様

鹿児島県知事 印

下記の特定建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるよう命じます。

記

1 適合判定通知書番号	
2 適合判定通知交付年月日	
3 建築物の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記

第4号様式（第6条第2項関係）

特定建築物に係る基準適合要請書

〇〇第 号
年 月 日

（国等の機関の長） 殿

鹿児島県知事

印

下記の特定建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるよう要請します。

記

1 適合判定通知書番号	
2 適合判定通知交付年月日	
3 建築物の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

別記

第5号様式（第7条第1項関係）

住宅に係る基準適合指示書

〇〇第 号
年 月 日

(届出者) 様

鹿児島県知事 印

下記の特定建築物の住宅部分について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第1項の規定により基準に適合するために必要な措置をとるよう指示します。

記

1 適合判定通知書番号	
2 適合判定通知交付年月日	
3 建築物の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記

第6号様式（第7条第2項関係）

住宅に係る基準適合命令書

〇〇第 号
年 月 日

(届出者) 様

鹿児島県知事 印

下記の特定建築物の住宅部分について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第2項の規定により基準に適合するために必要な措置をとるよう命令します。

記

1 適合判定通知書番号	
2 適合判定通知交付年月日	
3 建築物の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記

第7号様式（第7条第3項関係）

住宅に係る基準適合協議書

〇〇第 号
年 月 日

（国等の機関の長） 様

鹿児島県知事 印

下記の特定建築物の住宅部分について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定により基準に適合するために必要な措置をとるべき協議を求めます。

記

1 適合判定通知書番号	
2 適合判定通知交付年月日	
3 建築物の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

別記

第8号様式（第8条関係）

適合状況報告書

下記の特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し、次のとおり報告します。		
鹿児島県知事 殿		年 月 日 (特定建築物の建築主) 住所 氏名
適合判定通知書番号		
適合判定通知交付年月日		年 月 日
確認	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申請に係る建築物の位置		
特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合状況等		
受付欄	決裁欄	処理欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

別記

第9-1号様式（第9条第1号関係）

省エネ基準工事監理報告書

(モデル建物法)

鹿児島県建築主事 様

月 日

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

- 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

別記

第9-2号様式（第9条第1号関係）

省エネ基準工事監理報告書

（標準入力法等）

年 月 日

鹿児島県建築主事 様

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁等を構成している建材の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C .	適・不適
2. 空調設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	② 冷暖同時供給の有無		A・B・C .	適・不適
	③ 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C .	適・不適
	④ 蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑤ 2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む）、設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑥ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑦ 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑧ 空調機の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑨ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑩ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑪ 外気冷房制御の有無		A・B・C .	適・不適
	⑫ 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑬ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C .	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	② 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む）の設置状況		A・B・C .	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C .	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C .	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	④ 太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
7. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	② パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
8. コージェネレーションシステム	コージェネレーションシステムの仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適

【注意】

- 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

別記

第10号様式（第9条第2号関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

（第一面）

年 月 日

鹿児島県建築主事 様

申請者氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 確認年月日・番号	年 月 日 第 号
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	年 月 日 第 号
(4) 変更の概要（変更の詳細内容が必要な場合は第二面による）	
<p>以下、<input type="checkbox"/>チェックの内容に関する軽微な変更が該当する</p> <p><input type="checkbox"/> (i) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更（ルートA） →<u>第二面 ①</u>に必要事項を記載</p> <p><input type="checkbox"/> (ii) 変更後も建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更 ※ (ii) の場合の具体的な条件を以下<input type="checkbox"/>チェック</p> <p><input type="checkbox"/> 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更（ルートB） →<u>第二面 ②</u>に必要事項を記載</p> <p><input type="checkbox"/> 計画の根本的な変更を除き、再計算によって基準適合が明らかな場合 （ルートC） →<u>軽微な変更証明書およびその申請図書一式</u>の添付</p>	
(5) 備考	
(注意) 1. (4) 変更概要等はチェックボックス式となっており、該当箇所に示された別紙様式を選択し、第二面以降に添付してください。 2. 変更の内容を添付図書には変更箇所がわかるように表示してください。 3. 変更の内容および添付図書が書ききれない場合は別紙を作成し記載してください。	受付欄

(第二面 ②)

(6) 変更の内容 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更	
・変更内容の確認 1 変更前の BEI のチェック 変更前の BEI = () 左記 BEI は以下いずれかの基準に該当する。 <input type="checkbox"/> BEI < 0.9	
・変更内容の確認 2 変更となる設備のチェックと変更の具体的内容 変更となる設備 (該当するもの全てにチェックすること)	
<input type="checkbox"/> 空気調和設備 →チェック i へ	
変更内容記入欄 (概要等を簡潔に記入))
<input type="checkbox"/> 機械換気設備 →チェック ii へ	計算対象内の変更される室ごとに作成
変更内容記入欄 (概要等を簡潔に記入))
<input type="checkbox"/> 照明設備 →チェック iii へ	計算対象内の変更される室ごとに作成
変更内容記入欄 (概要等を簡潔に記入))
<input type="checkbox"/> 給湯設備 →チェック iv へ	計算対象内の変更される室ごとに作成
変更内容記入欄 (概要等を簡潔に記入))
<input type="checkbox"/> 太陽光発電 →チェック v へ	
変更内容記入欄 (概要等を簡潔に記入))
上記チェックした項目の変更について、第二面別紙を作成すること (変更以外の部分の添付を要しない)	
(7) 添付図書等	
以下 <input type="checkbox"/> チェックされた図書等を添付する	
<input type="checkbox"/> 平面図	<input type="checkbox"/> 立面図
<input type="checkbox"/> 断面図	<input type="checkbox"/> 仕様書 (建築)
<input type="checkbox"/> 仕様書 (設備)	
<input type="checkbox"/> 仕様シート ()
<input type="checkbox"/> その他 ()

チェック i

変更内容説明欄 →イ 空気調和設備 次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位 _____)
変更前・変更後の平均熱貫流率 ※根拠となる仕様シートの添付をすること 変更前 (_____) 変更後 (_____) 増加率 (_____) %
窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位 _____)
変更前・変更後の平均熱貫流率 ※根拠となる仕様シートの添付をすること 変更前 (_____) 変更後 (_____) 増加率 (_____) %
(ろ) 熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下
平均熱源効率 (冷房平均 COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率 ※根拠となる仕様シートの添付をすること 変更前 (_____) 変更後 (_____) 減少率 (_____) %
平均熱源効率 (暖房平均 COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率 ※根拠となる仕様シートの添付をすること 変更前 (_____) 変更後 (_____) 減少率 (_____) %

チェック ii (変更される機械換気設備 室の用途毎に作成)

変更内容説明欄 →ロ 機械換気設備 評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 送風機の電動機出力について 10%を超えない増加
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 ※根拠となる仕様シートの添付をすること 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
(ろ) 計算対象床面積について 5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)
変更前・変更後の床面積 ※根拠となる仕様シートの添付をすること 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

チェック iii (変更される照明設備 室の用途毎に作成)

変更内容説明欄 →ハ 照明設備 評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い) に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 単位面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 ※根拠となる仕様シートの添付をすること 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

チェック iv (変更される照明設備 室の用途毎に作成)

変更内容説明欄 →ニ 給湯設備 評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる (い) に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 ※根拠となる仕様シートの添付をすること 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

チェックV

変更内容説明欄 →ホ 太陽光発電 下表掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 ※根拠となる仕様シートの添付をすること 変更前 システム容量の合計値 () 変更後 システム容量の合計値 () 変更前・変更後のシステム容量減少率 () %
(ろ) パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更
パネル方位角について 30 度を超えない変更 <input type="checkbox"/> 30 度を超えない変更である (仕様シートの「選択」には変更がない変更)
傾斜角について 10 度を超えない変更 <input type="checkbox"/> 10 度を超えない変更である (仕様シートの「選択」には変更がない変更)

別記

第 11 号様式（第 10 条関係）

適用除外認定申請書
（第一面）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 18 条第 2 号及び同法施行令第 6 条第 2 項第 4 号（第 5 号）の規定による認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(第二面)

本建物は、建築基準法第3条第1項第3号(第4号)に基づく特定行政庁の指定を受けたものであり、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難な仕様については下記の通りです。

指定(認定)を受けた建築物の概要(建築基準法第3条第1項第3号(第4号))			
特定行政庁名			
指定日(認定日)			
建物の名称及び用途			
建築主の住所及び氏名			
管理者の住所及び氏名			
建物の概要	構造	造 階建	
	延べ面積		
現状変更の規制及び保存のための措置		(条例等の名称)	
		(指定等の状況)	
申請の理由		省エネルギー消費性能基準に適合させると、当該建築物が有する歴史的・文化的な特性が損なわれる可能性があるため。	
建物の主な仕様		仕様	図面名称
	外壁		
	屋根		
	床(外気に接する部分)		
	窓		
	その他外気に接する部分		
	空気調和設備		
	機械換気設備		
	照明設備		
	給湯設備		
昇降機			
【備考】 建物の主な仕様がわかる図面を添付すること。			

別記第 12 号様式（第 11 条第 1 項関係）

認定通知書

第 年 月 日

様

鹿児島県知事 印

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 18 条第 2 号及び同法施行令第 6 条第 2 項第 4 号（第 5 号）の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください

別記

第 13 号様式（第 11 条第 2 項関係）

認定しない旨の通知書

第 年 月 日

（申請者） 様

鹿児島県知事 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 18 条第 2 号及び同法施行令第 6 条第 2 項第 4 号（第 5 号）の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

1 申請年月日	
2 申請者の住所	
3 申請に係る建築物の位置	
4 理由	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記

第 14 号様式（第 14 条第 2 項関係）

届出に係る基準適合指示書

〇〇第 号
年 月 日

(届出者) 様

鹿児島県知事 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 19 条第 2 項の規定により基準に適合するために必要な措置をとるよう指示します。

記

1 届出受理番号	
2 届出受理年月日	
3 建築物の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記

第 15 号様式（第 14 条第 3 項関係）

届出に係る基準適合命令書

〇〇第 号
年 月 日

(届出者) 様

鹿児島県知事 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 19 条第 3 項の規定により基準に適合するために必要な措置をとるよう命令します。

記

1 届出受理番号	
2 届出受理年月日	
3 建築物の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記

第 16 号様式（第 14 条第 4 項関係）

通知に係る基準適合協議書

〇〇第 号
年 月 日

（国等の機関の長） 様

鹿児島県知事

印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 20 条第 3 項の規定により基準に適合するために必要な措置をとるべき協議を求めます。

記

1 通知受理番号	
2 通知受理年月日	
3 建築物の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

委任状

私は、次の者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

【代理者】

【資格】 () 建築士 () 登録 第 号

【氏名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【郵便番号】 〒

【所在地】

【電話番号】

記

1 委任をした権限

- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画（計画変更含む。）の提出
- (2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書（計画変更含む。）の受領
- (3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明申請書の提出
- (4) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明書の受領
- (5) 建築物のエネルギー消費性能の確保のための届出の提出

2 委任をした権限に係る建築物の概要

(1) 地名地番

(2) 建て方

(3) 構造

(4) 戸数

全体戸数

申請戸数

年 月 日

住所

氏名

※1は該当する事項の□にレを記入してください。